

令和3年度兵庫県太子町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

1. 審査対象

(1) 兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算

(2) 兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計

(3) 付属書類

兵庫県太子町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類

2. 審査期間

令和4年7月14日から令和4年8月18日まで

3. 審査の方法

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査した。

また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査した。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施した。

4. 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び付属書類の計数は、正確であることを確認した。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めた。

審査の概要は、次に述べるとおりである。

決算審査の概要

1 総決算額

(1) 一般会計及び特別会計の総決算額及び前年度との比較は、次の表のとおりである。

(単位：円，％)

区 分		3 年度	2 年度	増減額	増減率
一 般 会 計	予算額	14,554,079,000	17,992,299,000	△3,438,220,000	△19.1
	歳入額	13,882,366,128	17,442,428,763	△3,560,062,635	△20.4
	歳出額	13,310,558,807	16,775,787,618	△3,465,228,811	△20.7
	差 引	571,807,321	666,641,145	△94,833,824	△14.2
特 別 会 計	予算額	6,501,767,000	6,186,336,000	315,431,000	5.1
	歳入額	6,414,760,254	6,147,820,703	266,939,551	4.3
	歳出額	6,318,254,912	6,065,204,496	253,050,416	4.2
	差 引	96,505,342	82,616,207	13,889,135	16.8
合 計	予算額	21,055,846,000	24,178,635,000	△3,122,789,000	△12.9
	歳入額	20,297,126,382	23,590,249,466	△3,293,123,084	△14.0
	歳出額	19,628,813,719	22,840,992,114	△3,212,178,395	△14.1
	差 引	666,312,663	749,257,352	△80,944,689	△10.8

(2) 特別会計の各会計別の歳出決算及び前年度との増減の状況は、次の表のとおりである。

(単位：円，％)

特別会計区分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
国民健康保険	3,322,774,737	3,235,120,223	87,654,514	2.7
介護保険	2,474,484,566	2,325,957,975	148,526,591	6.4
後期高齢者医療	509,248,516	491,995,427	17,253,089	3.5
墓園事業	11,747,093	12,130,871	△383,778	△3.2
合 計	6,318,254,912	6,065,204,496	253,050,416	4.2

2 一般会計

(1) 概要 一般会計の決算状況の推移は、次の表のとおりである。

(単位：円，％)

区 分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
歳 入 総 額 A	13,882,366,128	17,442,428,763	△3,560,062,635	△20.4
歳 出 総 額 B	13,310,558,807	16,775,787,618	△3,465,228,811	△20.7
歳入歳出差引額 (A-B) C	571,807,321	666,641,145	△94,833,824	△14.2
翌年度へ繰越すべき財源 D	68,601,000	74,923,000	△6,322,000	△8.4
実 質 収 支 (C-D) E	503,206,321	591,718,145	△88,511,824	△15.0
前 年 度 実 質 収 支 F	591,718,145	216,419,282	375,298,863	173.4
単 年 度 収 支 (E-F) G	△88,511,824	375,298,863	△463,810,687	△123.6
財政調整基金積立金 H	482,529,000	110,672,000	371,857,000	336.0
財政調整基金繰入金 I	0	0	0	0
実質単年度収支 G+H-I	394,017,176	485,970,863	△91,953,687	△18.9

【翌年度に繰越すべき財源】

- 1 旧環境センター解体事業、他 14 事業にかかる 599,546 千円（うち、一般財源 68,601 千円）である。

財政構造の過去 3 年間の推移は、次の表のとおりである。

区 分	3 年度	2 年度	元年度
財政力指数	0.660	0.684	0.691
経常収支比率（％）	85.9	85.0	88.7
実質公債費比率（％）	9.6	9.5	9.9
将来負担比率（％）	40.2	61.1	59.9

- 1 普通交付税の再算定による増額交付に伴い、臨時財政対策債の発行を抑制したことなどから、地方債償還額が発行額を上回り、残高は前年度と比較して約 5 億円減少した。
- 2 今後、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた各事業の動向や、物価上昇による景気の見通しが不透明なことから歳入歳出のバランスに注視しつつ、事業の取捨選択を図りながら、健全財政に努めていく必要がある。

- * 財政力指数 財政基盤の強さを判断する数値で、1 に近いほど財政力が強いとされ、1 を超えるほど財源に余裕があることを示す。
- * 経常収支比率 財政構造の弾力性を判断するのに用いられ、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示す。比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応することができ、逆に比率が高いほど余剰財源も少なく、財源構造は硬直化しつつあるとされている。
- * 実質公債費比率 地方債発行の協議制移行に伴う新財政指標として 17 年度決算から導入され、従来の起債制限比率と比べ公営企業会計を含む町全体の公債費相当額の割合を測る指標である。
- * 将来負担比率 借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示す。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表す。

(2) 歳入

①令和3年度一般会計の歳入決算状況は、次の表のとおりである。(単位:円, %)

区 分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
予算額 (A)	14,554,079,000	17,992,299,000	△3,438,220,000	△19.1
調定額 (B)	14,345,336,543	17,723,263,614	△3,377,927,071	△19.1
収入済額 (C)	13,882,366,128	17,442,428,763	△3,560,062,635	△20.4
不納欠損額	25,692,452	8,961,974	16,730,478	186.7
収入未済額	437,277,963	271,872,877	165,405,086	60.8
執行率 (C/A)	95.4	96.9	—	△1.6
収入率 (C/B)	96.77	98.42	—	△1.6

- 1 収入済額は、前年度に比し 3,560,063 千円 (△20.4%) 減少している。その主な要因は、国庫支出金が 3,139,906 千円 (主に特別定額給付金給付事業費補助金)、町債が 1,206,384 千円減少したことによる。
- 2 収入済額の構成比においては、町税が 29.5%で 6.4 ポイント、地方交付税が 17.8%で 6.2 ポイント前年度に比して上昇し、国庫支出金が 21.3%で 13.6 ポイント、町債が 4.7%で 5.9 ポイント、前年度に比して下降している。
- 3 一般会計全体の不納欠損額は、25,692 千円で前年度に比し 16,730 千円 (186.7%) 増加している。
- 4 収入未済額は、437,278 千円で前年度に比し 165,405 千円 (60.8%) 増加している。その主な内訳は、町税が 160,682 千円、国庫支出金が 275,311 千円である。

②歳入決算額を、自主財源と依存財源に区分すると、次の表のとおりである。(単位:円, %)

区 分	3 年度収入済額	2 年度収入済額	対前年度増減率		構成比率	
			3 年度	2 年度	3 年度	2 年度
自主財源	5,741,069,524	5,601,084,358	2.5	△0.5	41.4	32.1
依存財源	8,141,296,604	11,841,344,405	△31.2	63.1	58.6	67.9
計	13,882,366,128	17,442,428,763	△20.4	35.3	100.0	100.0

- 1 自主財源の収入済額は、前年度に比し 139,985 千円 (2.5%) 増加している。これは主として、町税が 48,589 千円、繰越金が 372,968 千円、諸収入が 10,324 千円増加したことによる。
- 2 自主財源の比率は 41.4%であり、前年度より 9.3 ポイント上昇している。
- 3 依存財源は、前年度に比し 3,700,048 千円 (△31.3%) 減少している。これは主として、国庫支出金が 3,139,906 千円、町債が 1,206,384 千円減少したことによる。
- 4 依存財源の比率は 58.6%であり、前年度より 9.3 ポイント下降している。

* 自主財源とは、歳入(款)の町税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・財産収入・繰入金・繰越金・諸収入・寄附金とする。依存財源は、歳入の自主財源以外全てとする。

③町税収入の決算状況は、次の表のとおりである。

(単位：円，％)

区 分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
予算額 (A)	4,021,426,000	3,996,958,000	24,468,000	0.6
調定額 (B)	4,274,631,807	4,319,839,344	△45,207,537	△1.0
収入済額 (C)	4,088,265,098	4,039,676,583	48,588,515	1.2
不納欠損額	25,684,452	8,891,274	16,793,178	188.9
収入未済額	160,682,257	271,271,487	△110,589,230	△40.8
執行率 (C/A)	101.7	101.1	—	0.6
収入率 (C/B)	95.6	93.5	—	2.1

- 1 町税の収入済額は4,088,265千円で前年度比48,589千円(1.2%)増加している。その内訳は、固定資産税で83,058千円、軽自動車税で3,161千円、町たばこ税で9,765千円増加し、町民税で47,395千円減少している。
- 2 調定額について、固定資産税は、新築家屋の増、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予特例の終了、軽自動車税は、四輪軽自動車の従来税率車両から標準税率車両への移行、登録台数の増、町たばこ税は、税率改正による増額となり、町民税個人は、納税義務者と納税義務者の所得の減、町民税法人は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業収益の悪化に伴う減により減額となっている。
- 3 町税全体の収入率は95.6%(前年度比2.1ポイント上昇)、税目別での収入率は町民税が前年度比0.6ポイント、固定資産税が前年度比3.9ポイントそれぞれ上昇し、軽自動車税が前年度比0.3ポイント下降している。現年課税分・滞納繰越分別の収入率は現年課税分が99.0%(前年度比2.4ポイント上昇)、滞納繰越分は44.1%(前年度比23.3ポイント上昇)となっている。
- 4 不納欠損額は418件、25,684千円、前年度比92件、16,793千円の増加である。
この要因は、滞納処分の執行停止による納付義務の消滅、令和3年度に消滅時効を迎える件数が例年に比べて多く、前年度より財産調査等を実施したが、居所不明者や転出者等の財産や居所の特定が困難な事例が多く、時効の完成猶予に至らなかったことによるものである。
- 5 収入未済額は160,682千円、前年度比110,589千円(△40.8%)減少している。主な要因は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置の終了によるものである。

④地方交付税の決算状況は、次の表のとおりである。

(単位：円，％)

区 分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
普通交付税	2,360,419,000	1,898,857,000	461,562,000	24.3
特別交付税	112,300,000	117,700,000	△5,400,000	△4.6
計	2,472,719,000	2,016,557,000	456,162,000	22.6

- 1 普通交付税について、基準財政需要額の増は社会保障関係費の増に伴い社会福祉費及び高齢者保健福祉費が増となったことや、新たに地域デジタル社会推進費が創設されたこと、また、令和3年度に限り、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が措置されたことが起因している。基準財政収入額の減は主に新型コロナウイルス感染症の影響により所得割及び法人税割が減となったことや、令和3年度評価替えに伴い既存家屋に係る固定資産税額が減となったこと等による。その結果、基準財政需要額の増と基準財政収入額の減による需要額と収入額の差が大きくなったことにより、普通交付税は前年度を上回る結果

となった。

- 2 特別交付税について、詳細は明らかにされていないが、主に緊急防災・減災事業に要した経費の減等であり、前年度を下回った。

(3) 歳出

①令和3年度一般会計の歳出決算状況は、次の表のとおりである。(単位：円，%)

区 分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
予算額 (A)	14,554,079,000	17,992,299,000	△3,438,220,000	△19.1
支出済額 (B)	13,310,558,807	16,775,787,618	△3,465,228,811	△20.7
翌年度繰越額	599,546,000	580,083,000	19,463,000	3.4
不用額	643,974,193	636,428,382	7,545,811	1.2
執行率 (B/A)	91.5	93.2		△1.8

- 1 支出済額は13,310,559千円で、前年度比3,465,229千円減少している。
- 2 歳出額増加は、民生費920,180千円、衛生費206,173千円、公債費235,362千円等となっている。
- 3 減少は、総務費が2,933,517千円、教育費が1,682,151千円等である。
- 4 それぞれの減少の主な要因は、総務費は特別定額給付金給付事業費、教育費は新給食センター建設工事費の皆減によるものである。
- 5 旧環境センター解体事業、他14事業599,546千円を翌年度に繰り越している。

②使途別経費のうち義務的経費は、次の表のとおりである。(単位：円，%)

区 分	3 年度	2 年度	対前年度増減率		構成比率	
			3 年度	2 年度	3 年度	2 年度
人 件 費	1,745,683,325	1,745,005,521	0.0	20.9	13.1	10.4
扶 助 費	3,547,640,471	2,718,721,171	30.5	4.7	26.6	16.2
公 債 費	1,239,967,289	1,004,604,852	23.4	3.6	9.3	6.0
計	6,533,291,085	5,468,331,544	19.5	9.2	49.0	32.6

- 1 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、総額6,533,291千円となり、前年度に比し1,064,960千円（19.5%）上昇している。
- 2 決算額に対する割合は49.0%で前年度比16.4ポイント増となっているが、これは、補助費等の減によるものである。

*扶助費とは、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法等に基づいて生活困窮者その他社会福祉関係法の救助対象者を救助するための交付金。

③不用額の主な内容は、次の表のとおりである。(単位：円)

(款) 項 別	目 別	内容・不用額 (300 万円以上)	
(2) 1 総務管理費	7 企画費	7 報償費	8,253,593
	13 基金費	24 積立金	11,699,718
(2) 2 徴税費	2 賦課徴収費	22 償還金、利子及び割引料	3,652,623
(3) 1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	18 負担金、補助及び交付金	5,822,884
		27 操出金	4,608,031

(3) 1 社会福祉費	2 老人福祉費	19 扶助費	4,282,249
	4 後期高齢者医療費	27 繰出金	3,251,668
	5 障害者福祉費	19 扶助費	119,972,189
	6 障害者医療費	19 扶助費	4,003,026
	8 保健福祉会館管理費	14 工事請負費	5,198,000
(3) 2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	18 負担金、補助及び交付金	30,173,200
	3 保育所運営費	18 負担金、補助及び交付金	6,079,260
		19 扶助費	37,229,489
	5 児童措置費	18 負担金、補助及び交付金	31,500,000
		19 扶助費	11,795,745
	6 乳幼児等医療費	19 扶助費	9,019,589
	8 障害児福祉費	12 委託料	4,976,000
(4) 1 保健衛生費	2 予防費	1 報酬	3,732,046
		11 役務費	14,754,916
		12 委託料	61,814,630
		13 使用料及び賃借料	7,786,030
	3 母子衛生費	19 扶助費	4,294,990
(7) 1 商工費	1 商工振興費	18 負担金、補助及び交付金	3,088,817
	2 観光費	18 負担金、補助及び交付金	3,368,467
(8) 2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう総務費	12 委託料	4,192,231
	2 道路維持費	14 工事請負費	7,099,520
(8) 4 都市計画費	4 公園事業費	14 工事請負費	10,069,180
(10) 2 小学校費	1 学校管理費	14 工事請負費	14,337,240
(10) 3 中学校費	2 教育振興費	12 委託料	5,281,415

1 不用額の主な内容については次のとおりである。

- (1) 総務管理費は、当初の見込みよりふるさと応援寄付金額が少額であったことによる寄附金額及び基金運用による利息の減
- (2) 社会福祉費は、介護給付費、訓練等給付費等の対見込み減
- (3) 保健衛生費は、コロナワクチン接種及びその他予防接種等の接種人数が想定人数よりも少なかったことによる減
- (4) 小学校費は、学校管理費にかかる石海小学校南館トイレ改修工事等各種工事費の入札等の残

④その他

各款別の対前年度比較表について

本文中に掲載した各款別の対前年度比較以外は、別紙「一般会計決算審査参考資料」のとおり増減の内訳をまとめたので参照されたい。

3 特別会計

(1) 当年度における各会計別の収支状況は、次の表のとおりである。(単位：円)

会計名	予算額	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引
国民健康保険	3,374,859,000	3,335,934,798	3,322,774,737	13,160,061
介護保険	2,590,423,000	2,542,531,496	2,474,484,566	68,046,930
後期高齢者医療	523,505,000	520,899,738	509,248,516	11,651,222
墓園事業	12,980,000	15,394,222	11,747,093	3,647,129
合 計	6,501,767,000	6,414,760,254	6,318,254,912	96,505,342

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計を前年度と比較すると、次の表のとおりである。(単位：円、%)

区 分	3 年度	2 年度	増減額	増減率
予算額	3,374,859,000	3,296,026,000	78,833,000	2.4
歳入総額	3,335,934,798	3,265,148,934	70,785,864	2.2
歳出総額	3,322,774,737	3,235,120,223	87,654,514	2.7
歳入歳出差引額	13,160,061	30,028,711	△16,868,650	△56.2
国民健康保険税 調定額	796,277,953	820,248,151	△23,970,198	△2.9
収入済額	578,497,704	596,128,611	△17,630,907	△3.0
不納欠損額	25,204,161	10,449,887	14,754,274	141.2
収入未済額	192,576,088	213,669,653	△21,093,565	△9.9
収入率	72.7	72.7	—	0.0

- 1 当年度歳入決算額は、3,335,935 千円で前年度と比し 70,786 千円 (2.2%) の増、歳出決算額も、3,322,775 千円で 87,655 千円 (2.7%) の増である。
- 2 歳入の主なものは、国民健康保険税 578,498 千円、県支出金 2,432,496 千円である。歳入額の増加は、保険給付費の増加に対応する県支出金の増によるものである。
- 3 国民健康保険税は、調定額に対し収入率は 72.7% (前年度 72.7%) で、横ばいとなり、収入未済額は 192,576 千円 (前年度比 21,094 千円の減) である。
- 4 平均被保険者数は 6,572 人で前年度比 135 人減少している。
- 5 収入率を被保険者別に見ると、一般被保険者の収入率は 73.0% で前年度と同率、退職被保険者の収入率は 6.9% で前年度比 4.0 ポイント下降している。
- 6 収入率を現年課税分と滞納繰越分別に見ると現年課税分の収入率は 94.1% で前年度比 0.9 ポイント上昇、滞納繰越分の収入率は 13.7% で前年度比 2.8 ポイント下降している。
- 7 不納欠損額は 307 件、25,204 千円 (前年度比 104 件増、金額は 14,754 千円の増) である。内訳は破産等、無財産、相続放棄、生活保護、海外出国、居所不明等による滞納処分
の停止によるもの 105 件、5,030 千円、時効によるもの 202 件、20,174 千円である。
- 8 歳出の主なものは、保険給付費 2,316,238 千円 (前年度比 54,965 千円の増)、国民健康
保険事業費納付金 919,215 千円 (前年度比 26,113 千円の増) であるが、全体的な保険給
付費の増加により、歳出額全体は 87,655 千円増加している。

(3) 介護保険特別会計

- 1 当年度歳入決算額は、2,542,531 千円で前年度と比し 173,929 千円 (7.3%) の増、歳出決算額は 2,474,485 千円で 148,527 千円 (6.4%) の増である。
- 2 歳入の主なものは、介護保険料 685,007 千円、国庫及び県支出金 803,366 千円、支払基金交付金 628,914 千円、繰入金 377,474 千円である。
- 3 介護保険料は、特別徴収対象者 8,956 人(前年度 8,888 人)、普通徴収対象者 789 人(前年度 809 人)と滞納繰越分対象者 125 人(前年度 145 人)に対しての介護保険料全体での収入率は 98.7% (前年度 98.5%) で、前年度比 0.2 ポイント上昇している。
- 4 不納欠損額は 423 件、2,556 千円(前年度比 704 千円の増)、収入未済額は 6,260 千円(前年度比 766 千円の減) である。
- 5 歳出の主なものは、保険給付費 2,239,779 千円(前年度比 99,519 千円の増)で歳出の 90.5% (前年度 92.0%) を占めている。介護保険認定者数は年度末で 1,597 人(前年度比 37 人増加) である。

(4) 後期高齢者医療特別会計

- 1 当年度歳入決算額は、520,900 千円で前年度と比し 19,502 千円 (3.9%) の増、歳出決算額も 509,249 千円で 17,254 千円 (3.5%) の増である。
- 2 歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 401,151 千円である。被保険者数は 4,403 人で前年度比 115 人増加している。保険料収入率は 99.7% (前年度 99.6%) で、前年度比 0.1 ポイント上昇している。
- 3 不納欠損額は 31 件、165 千円(前年度比 13 件減、253 千円の減)、収入未済額は 97 件、1,185 千円(前年度比 20 件減、金額は 40 千円の増) である。
- 4 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 479,018 千円(前年度比 8,807 千円の増) である。

(5) 墓園事業特別会計

- 1 当年度歳入決算額は、15,394 千円で前年度と比し 2,722 千円 (21.5%) の増、歳出決算額も 11,747 千円で 384 千円(△3.2%) の減である。
- 2 墓所区画数 1,401 基に対して、当年度契約実績は 10 基(前年度比 3 基増)で、9 基の返還(前年度比 2 基減)があったことから、累計は 902 基(残 499 基)となっている。総区画数に対しては 64.4% の使用率である。

4 まとめ

以上が、令和 3 年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要であるが、以下は総括的に意見を取りまとめた。

【一般会計】

- 1 令和 3 年度一般会計の決算状況は、前年度に比し歳入は 3,560,063 千円 (△20.4%)、歳出は 3,465,229 千円 (△20.7%) とそれぞれ減少しているが、この要因は特別定額給付金の皆減等に係るものである。
- 2 歳入歳出の差引額である形式収支は 571,807 千円で、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を差引いた実質収支の額は 503,206 千円の黒字となっている。これから前年度実質収支額を控除した単年度収支額は 88,512 千円の赤字となっている。また実質単年度収支は

財政調整基金に 482,529 千円を積立し、394,017 千円の黒字となっている。

- 3 財政の指標である財政力指数は 0.660 で前年度比 0.024 ポイント減少し、実質公債費比率は 9.6%で前年度比 0.1 ポイント増加し、経常収支比率は 85.9%で前年度比 0.9 ポイント悪化している。また、財政健全化判断比率のひとつである将来負担率は 40.2%で前年度比 20.9 ポイント改善している。
- 4 令和 3 年度起債残高は、前年度比 539,902 千円減少し、12,501,008 千円となっている。
- 5 以下の事項に十分配慮しつつ、住民生活の安定と住民福祉の向上のため、効率的に事務事業を執行するよう努められたい。

(1) 町税について

- 1 歳入の根幹をなす町税は、調定額が 4,274,632 千円で前年度比 45,208 千円減少、収入済額は 4,088,265 千円で前年度比 48,589 千円増加している。収入済額の主な増加要因は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予特例措置の終了によるものである。今後も、同感染症の影響等により納税が困難な場合も想定されるが、分納誓約の推進等努力願いたい。
- 2 今後の収入率の向上のためには、まず現年課税分の滞納防止を地道に進めていただきたい。
- 3 収入未済額は前年度比で 110,589 千円の減少となっている。主な要因は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置の終了によるものである。
- 4 滞納繰越分については財産調査、実態調査等を行い、徴収できるかできないかを見極めて、関係法令に基づき適正かつ厳正に未収金の整理を進めて頂きたい。
- 5 不納欠損については、引き続き負担の公平性の観点から徹底した調査の上、厳正に対処して頂きたい。

(2) 税外収入について

- 1 収入未済額は放課後児童クラブ保護者負担金、児童手当返還金等で発生しているが、収納方法の工夫や事務処理マニュアルの作成・履行等より一層の管理強化が必要である。
- 2 使用料・手数料については、社会情勢などを考慮し、原価主義と公平性の確保を図る観点から、受益者負担のあり方の検討も必要と思われる。

【特別会計】

以下、特別会計について取りまとめた。

(1) 国民健康保険特別会計

- 1 今年度の国民健康保険税の収入率は前年度と横ばいである。団塊の世代が高齢になり医療費を押し上げているが、特定健診受診率の向上等を通じて医療費の抑制につなげるとともに税の公平性と歳入確保のため、税務課と協力して収入率向上に引き続き努力されたい。

(2) 介護保険特別会計

- 1 今年度の介護保険料の収入率は前年度比 0.2 ポイント上昇している。保険給付費は今後も増加傾向が見込まれるなか、納入義務者への意識付けと分納誓約の推進等粘り強い徴収事務に努め、介護会計の財政安定に引き続き努力されたい。
- 2 不納欠損については、引き続き負担の公平性の観点から徹底した調査の上、厳正に対

処して頂きたい。

(3) 後期高齢者医療特別会計

- 1 介護保険制度と同様に医療給付費は被保険者数とともに今後も増加傾向が見込まれている。医療費を公平に負担するためにも納付者への意識付けと滞納繰越者に対する分納誓約の推進等粘り強い徴収事務に努め、後期高齢者会計の財政安定に引き続き努力されたい。

5 むすび

新型コロナウイルス感染症による影響が続くなか、状況の変化を的確に捉え、機知に富んだ財政運営の推進と行政サービスの一層の工夫が求められている。限られた財源の中で、最大の効果をあげることを常に念頭に置き、適正な事務事業の執行が不可欠である。リスク管理に基づく組織のガバナンス強化と情報共有、職員のスキルアップを一層期待する。

最後に、自治体の責務は最少の経費で最大の効果を挙げることである。今後も町財政を取り巻く様々な状況を的確に把握し、必要な財源の確保に努めるとともに、緊急性、必要性、経済性及び有効性などに十分配慮して事務事業の見直し・選択を行い、効率的かつ効果的に執行することにより、持続可能な町政の運営と町民福祉の増進に一層努力されることを望む。